

IV 税制改正等による関係法令の改正に伴う条例改正について

1 平成30年度税制改正による影響

平成30年度税制改正により地方税法において、「給与所得控除」及び「公的年金等控除」から「基礎控除」への振替などの改正が行われた。

【主な改正点】

「給与所得控除」及び「公的年金等控除」から「基礎控除」への振替

- ①特定の収入にのみ適用される「給与所得控除」及び「公的年金等控除」の控除額
⇒ 一律10万円引き下げ
- ②どのような所得にでも適用される「基礎控除」の控除額 ⇒ 10万円引き上げ

※平成30年度税制改正の内容については、次の参考資料を参照。

参考資料4 「個人所得税（財務省ホームページより抜粋）」

参考資料5 「平成30年度税制改正に伴う国民健康保険制度の見直し」

(1) 均等割保険料軽減判定基準額に係る見直し（第19条の2及び付則第3条関係）

上記の「給与所得控除」及び「公的年金等控除」から「基礎控除」への振替の影響により、均等割保険料軽減措置に該当しにくくなることにならないよう、国民健康保険法施行令において所要の改正が行われたところであり、条例においても同様の措置を講じるための規定の整備を行う。

2 令和2年度税制改正による影響

(1) 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等（第15条関係）

個人が低未利用地の譲渡をした場合には、長期譲渡所得の金額について税法上の特別控除が可能となったことに伴い、保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等における長期譲渡所得に関する特別控除を定める規定について所要の整備を行う。

3 その他関係法令の改正に伴う条例改正

(1) 用語の整理（付則第2条関係）

令和2年度の税制改正の中で、条例の引用元となる税法において延滞金に係る用語表現の見直しが行われたことから、これに合わせて規定の整備を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義（付則第8条関係）

関連法の改正により、新型コロナウイルス感染症を定義していた引用元の法律条文が削除されることから、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に規定の整備を行う。

関係法令の改正に伴う一部改正条例の案文（概要）

資料4-1の内容を踏まえて、次のように条例の一部改正を行う。

1 所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等（第15条関係）

第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

【令和2年度税制改正に伴う規定の整備】

2 保険料軽減判定基準額に係る見直し（第19条の2関係）

第19条の2の各号中の「地方税法第314条の2第2項に規定する金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等（給与所得控除を受ける者又は公的年金控除等控除を受ける者）の数が二以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

【平成30年度税制改正に伴う規定の整備】

※上記の内容は、要旨を記載しているため、実際の条文の規定の表現とは異なります。

3 用語の整理（付則第2条関係）

付則第2条に規定する延滞金に係る用語について、引用元となる税法において用語表現の見直しが行われたことから、これに合わせて規定の整備を行う。

【関係法令の改正に伴う規定の整備】

4 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例（付則第3条関係）

付則第3条中の「1,100,000円」を「1,250,000円」に改める。

【平成30年度税制改正に伴う規定の整備】

5 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の定義（付則第8条関係）

付則第8条における新型コロナウイルス感染症の定義について規定の整備を行う。

【関係法令の改正に伴う規定の整備】